

第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画 構成(素案)概要

計画策定の趣旨

- 大阪府では、平成 16 年 3 月に「大阪府母子家庭等自立促進計画」、平成 21 年 12 月に「第二次大阪府母子家庭等自立促進計画」、平成 27 年 3 月に「第三次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定し、ひとり親家庭等の自立支援施策の推進に努めてきた。
- この間、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」の施行（平成 25 年 3 月）や、母子及び寡婦福祉法から、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正（平成 26 年 10 月）されたほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行（平成 26 年 1 月）されるなど、ひとり親家庭等に関する各種法整備が進められてきた。
- とりわけ、子どもの貧困対策に関しては、その対応が喫緊の課題となっている中、府域における子どもの生活実態や学習状況を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、平成 28 年度に「子どもの生活に関する実態調査」を実施。
- その結果、教育、収入、就業、子どもとのつながりなど多岐にわたる課題への対応が必要であり、これらは、ひとり親家庭への支援と重複しているところが多いと判明。
- こうしたことから、三次計画に基づく施策の実施状況や評価などを踏まえ、令和 2 年度以降のひとり親家庭等の自立を促進するための支援のあり方や今後の施策の方向性を示すとともに、総合的な事業展開を図るため、「第四次大阪府ひとり親家庭等自立促進計画」を策定するもの。

計画の位置づけ

- 母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく、ひとり親家庭及び寡婦の福祉に関する事項を定める自立促進計画
- 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」を指針とする。
- 「大阪府子ども総合計画」など、関連計画との整合性を図る。

基本理念(第一次から三次計画の理念や考え方を継承)

子育てと生計をひとりで担っている、ひとり親家庭等が、社会を構成する子育て家庭のひとつの家族形態として、自らの力を発揮し安定した生活を営みながら安心して子どもを育てることのできる社会づくりをめざす。

～ひとり親家庭等の暮らしの安定と向上を実現し、希望の持てる将来へ～

自立支援策の基本的な目標

第三次計画の 6 つの基本目標を継承するとともに、子どもの貧困対策も踏まえた施策を総合的に推進する。

- 1 就業支援
- 2 子育てをはじめとした生活面への支援
- 3 養育費の確保・面会交流支援
- 4 経済的支援
- 5 相談機能の充実
- 6 人権尊重の社会づくり

計画の期間

令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間

推進にあたっての基本的な考え方

- 1 国、大阪府及び市町村の役割分担と連携による支援
- 2 福祉と雇用をはじめ幅広い行政分野の連携による支援
- 3 相談・情報提供機能の連携による早期からの支援

計画の進行管理

- 府の関係部局、国、市町村及びひとり親家庭等に関する福祉団体等が連携し、施策の推進に取り組む
- 適宜、計画に定めた施策について、進捗状況の把握・公表を行うとともに、子ども施策審議会子どもの貧困対策部会（ひとり親家庭等自立促進計画策定ワーキンググループ）に対し、進捗状況の報告や意見を求めることにより、計画の進行管理を行う。

「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(平成 27 年 10 月 2 日厚生労働省告示)について

- 1 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携
都道府県、市及び福祉事務所設置町村は、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のために最も適切な支援を総合的に受けられるよう、地域の実情に応じた措置の積極的かつ計画的な実施及び周知並びに支援機関の活動との連携及び調整を図ること。
都道府県は、市町村が実施する、ひとり親家庭等への支援が円滑に進むよう、市町村における自立促進計画の策定状況や各種施策等の情報提供を行うなどの支援が必要。
- 2 関係機関相互の協力
母子・父子自立支援員、福祉事務所、児童委員、母子生活支援施設、母子・父子福祉団体、公共職業安定所などの関係機関が相互に協力することが必要。
- 3 相談機能の強化
- 4 子育て・生活支援の強化
- 5 就業支援の強化
- 6 養育費確保及び面会交流に関する取決めの促進